

すすむ復旧！ 3月から『STEP3』へ移行します。

東日本大震災による被害は過去に例のない甚大な規模であり、短期間での復旧は不可能な状況にあることから、復旧にあたっては段階的な復旧(STEP1～STEP4)を進めています。(『復旧方針編』参照)

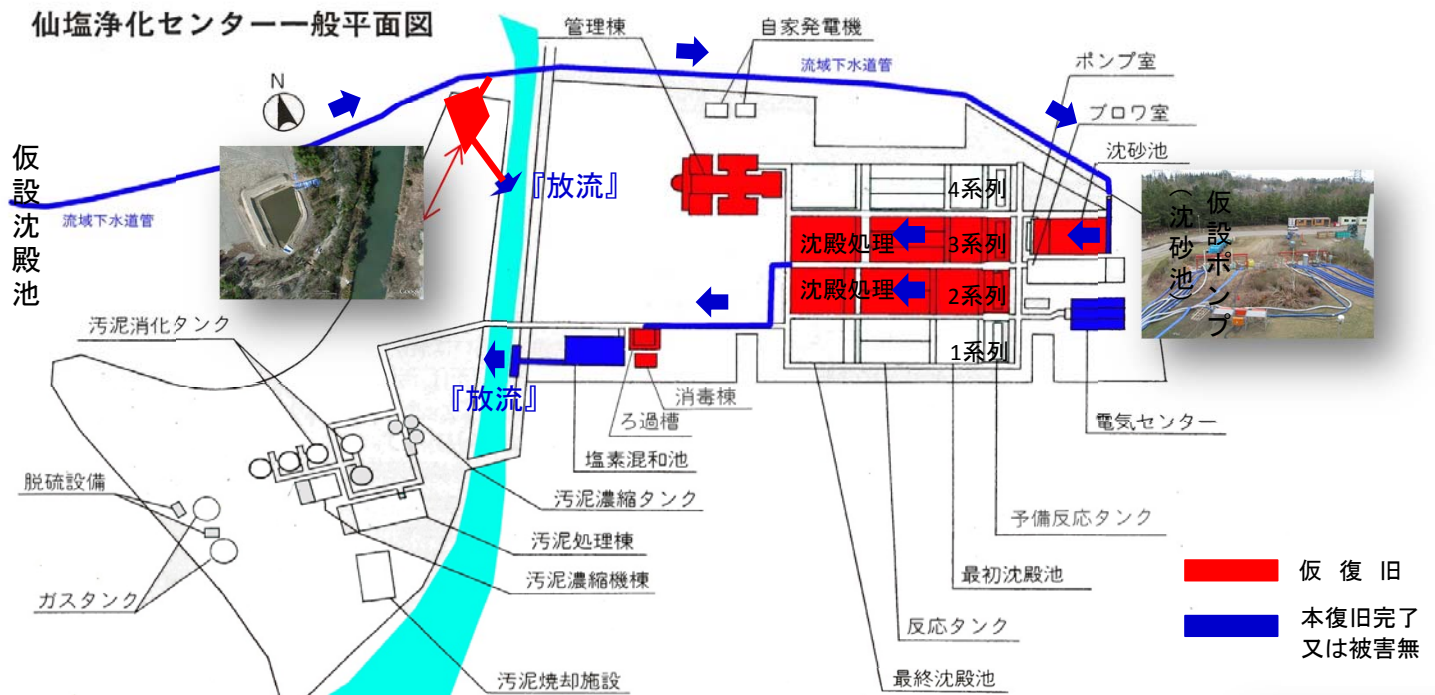
平成24年2月現在はSTEP2の段階にありますが、3月にはSTEP3への移行する予定としています。一日も早い全復旧を目指して、今後も計画的な復旧に取り組んでいきます



STEP1 初期対応期 発災害直後 ～ 平成23年6月

下水道の最低限の機能の確保(下水を受け入れる)と施設復旧の準備を行いました。

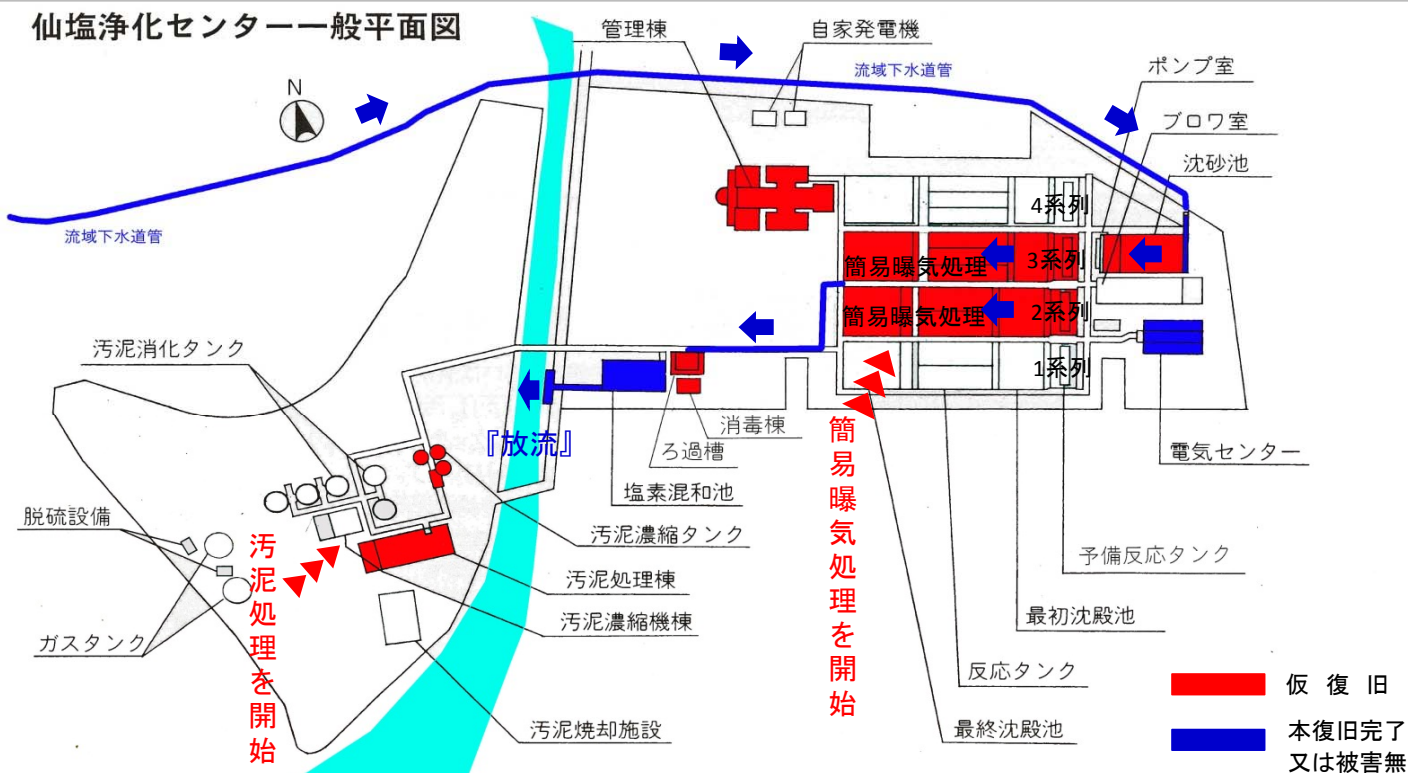
- ・マンホールからの溢水対策(仮設沈殿池の設置、沈砂池への仮設ポンプの設置)
- ・被災処理復旧の為の準備(処理施設に堆積した土砂、瓦礫等の排除、被災調査)



STEP2 水質改善期 I 平成23年6月 ~ 平成24年3月

処理水質の向上(沈殿処理 → 簡易曝気処理)を図り、汚泥処理を開始しました。

- ・仮設設備を用いた簡易曝気処理を開始(2系列、3系列)
- ・汚泥処理設備の仮復旧により、汚泥処理開始(場外搬出開始)



簡易曝気処理

堆積汚泥撤去 → 施設清掃 → 仮設機械設置 → 簡易曝気処理開始



汚泥処理(仮設)

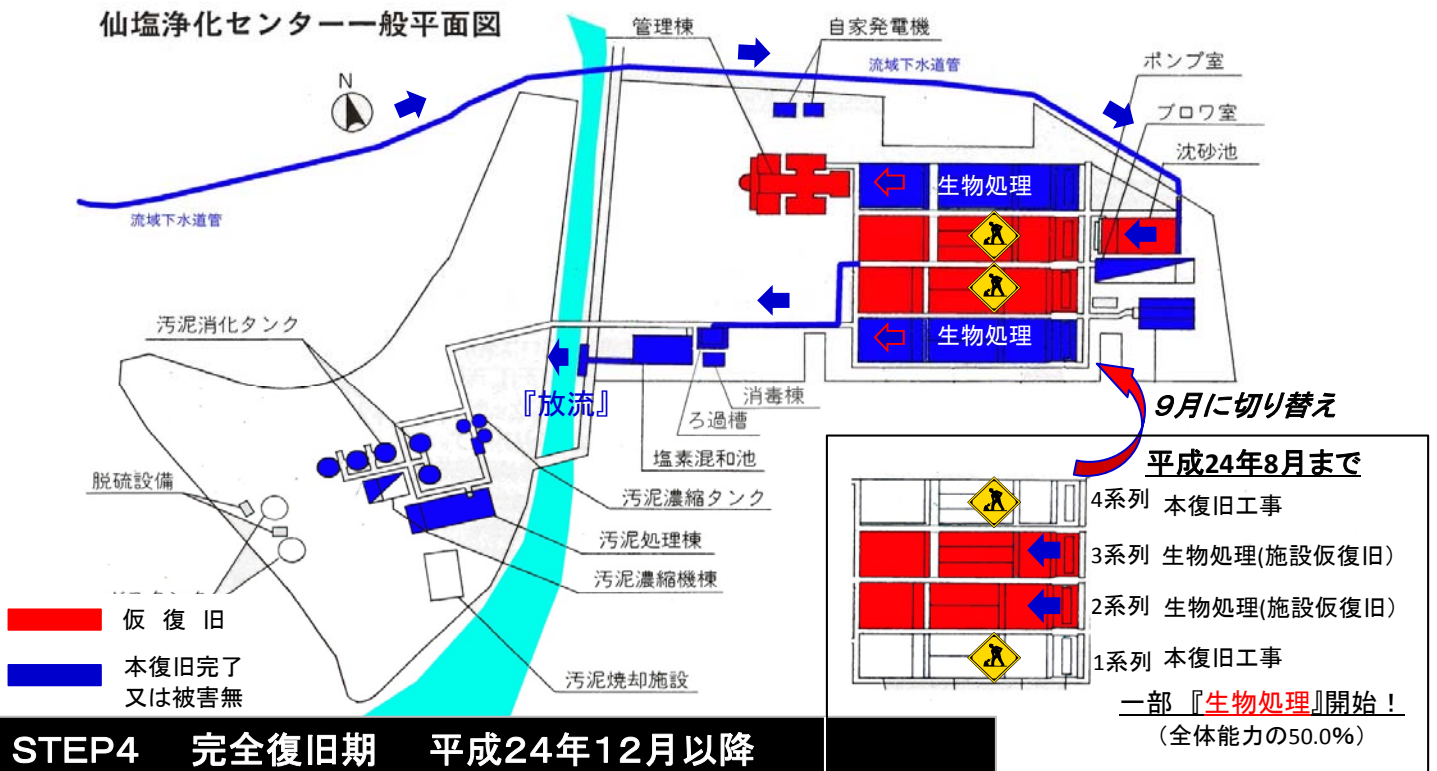
瓦礫撤去 - 破損施設撤去 - 設備仮復旧 - 汚泥場外搬出開始



STEP3 水質改善期Ⅱ 平成24年3月 ~ 平成24年12月

処理水質を更に向上させます (簡易曝気処理 → 生物処理)

- ・4系列のうち2系列を利用して、震災前と同様の『生物処理』を段階的に開始します。(全体能力の50%)
- ・その他の施設の本復旧が一気に進みます。



STEP4 完全復旧期 平成24年12月以降

焼却施設と一部の施設を除いた施設を震災前の状態へ復旧します。

- ・焼却施設と津波で流出したガスホルダーは平成25年3月までに復旧します。
- ・それ以外の施設は全て復旧します。
- ・下水の処理水質は震災前と同等に回復します。

